

政治倫理の確立のための瀬戸市長の資産等の公開に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 22 年 4 月 30 日

瀬戸市長 増岡 錦也

瀬戸市規則第 25 号

政治倫理の確立のための瀬戸市長の資産等の公開に関する規則の一部を改正する規則

政治倫理の確立のための瀬戸市長の資産等の公開に関する規則（平成 7 年瀬戸市規則第 14 号）の一部を次のように改正する。

第 3 号様式中

分離課税	土地等の事業・雑所得		
	短期譲渡所得		
	長期譲渡所得		
	株式等の事業・譲渡・雑所得		
	先物取引の事業・雑所得		

を

に改める。

分離課税	土地等の事業・雑所得		
	短期譲渡所得		
	長期譲渡所得		
	株式等の事業・譲渡・雑所得		
	上場株式等の配当所得		
	先物取引の事業・雑所得		

附 則

この規則は、公布の日から施行する。